

平成29年2月6日

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

株式会社 **キャンドウ**

代表取締役社長 城戸 一弥

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月23日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月24日(金曜日)午前10時
(受付開始予定 午前9時15分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
地下1階「センチュリールーム」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に開示しております。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cando-web.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年12月1日から)
(平成28年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)におけるわが国経済は、個人消費や企業収益の一部に弱さが残るものの、緩やかな回復基調が続いております。

小売業界におきましては、雇用・所得環境が緩やかに改善し、消費マインドも持ち直してきたことから、天候不順、地震の影響がありつつも、改善傾向がみられます。

こうした経営環境の中、当社グループは、100円の価値を追求し、老若男女の幅広いお客様に支持される『信頼No.1』のブランドになることを目指して、商品、店舗、業務の全般にわたる改革に取り組んでまいりました。

商品戦略では、引続きコストの適正化や品揃えの最適化を進めました。新商品では、同業他社と差別化を図った当社独自のシリーズ商品の強化開発を推進する中で、コスメ関連商品、女性向け趣味嗜好品のコラボレーション展開や、当社ホームページをプラットフォームとするSNSを通じた商品情報発信の継続実施などにより、当社商品の認知度の向上を図りました。

業務戦略では、データ分析を軸に商品部門と販売部門との連携を強め、販売実績と収益性を考慮した店舗ごとの品揃えの精度向上に引続き取り組みました。また、「小さな本部」と「強い店舗」づくりのための、業務改善活動に取り組みました。店舗では4Sを基本としつつ、商品発注から商品受け入れ、陳列にいたるまでの店舗内物流機能の構築など基本ルールの見直しによる店舗運営の効率化と標準化に取り組みました。また、引続き店舗での独自キャラクター「はっ犬(けん)ワンドウ」を使ったプロモーションでは、「『変化』するキャンドウ」の浸透に努めました。

当連結会計年度の売上高は、直営既存店の売上高では前連結会計年度を上回り新規出店等も堅調に推移したことから、680億41百万円(前期比104.3%)となりました。

営業利益は、売上高の増加及び為替動向を反映した商品入れ替えが進んだことにより粗利率が改善し、粗利益額が増加、更に販売管理費の適正化を進めた結果、23億41百万円（前期比177.5%）となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は10億67百万円（前期比190.3%）と前連結会計年度を大きく上回りました。

新規出店実績は95店舗（直営店47店舗、OH0!HO! 1店舗、F C店47店舗）となりました。店舗の純増は40店舗となりました。当連結会計年度末における店舗数は967店舗（直営店654店舗、OH0!HO! 3店舗、国内F C店298店舗、海外F C 12店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高680億41百万円（前期比104.3%）、営業利益23億41百万円（前期比177.5%）、経常利益24億47百万円（前期比165.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億67百万円（前期比190.3%）となりました。

各事業の業績は、直営店売上高595億53百万円（構成比率87.5%、前期比104.6%）、F C店への卸売上高75億74百万円（構成比率11.1%、前期比102.0%）、その他売上高9億13百万円（構成比率1.4%、前期比106.6%）となりました。なお、セグメントの業績については、当社グループは単一セグメントのため記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は直営店47店舗、OH0!HO! 1店舗の出店のほか、既存店の増床・改装などを実施した結果、設備投資総額（差入保証金の支出を含む）は15億43百万円となりました。

（2）対処すべき課題

当社グループは、目標とする経営指標を実現し安定した成長を継続するために、株式公開会社としての社会的責任を果たし、ステークホルダーとのよりよい関係の構築に努めてまいります。

現在の経営環境を踏まえて、中期的な目標の達成を計画的に進めるとともに、以下の足元における重要課題にも対処し、収益体質への変化と定着を実現させてまいります。

①商品力の強化

生活雑貨の安定的な供給に加え、他社との差別化を図るために商品のオリジナリティを追求してまいります。商品市場全体の傾向を踏まえ趣味嗜好品の品揃えを拡充し、消費者ニーズの高いおしゃれで小さい、軽い商品群を強化するとともに、SNSなどを通じ積極的に商品情報を発信しております。

また、世界的に賃金、物流費、賃料等のコストが上昇する中で商品原価安定の対策と品質の向上を図るため、「MADE IN JAPAN」の取り組みを強化し、粗利率の向上を目的としてPOSシステムを有効活用することで、取扱アイテムの刷新を進め、商品力と収益性を両立させる商品の開発、販売に努めてまいります。

②販売力の強化

4Sと在庫管理を中心としたムダ取りの店舗改善に着手し、在庫、費用の低減を進め、売り場・バックルーム双方の配置の見直しを進めております。

POSデータの活用による欠品防止対策として在庫管理と発注のあり方を見直し、商品が到着してから売り場に並べるまでの効率を改善することで売り場の活性化を進め、何度来ても新しい、楽しい、暖かみのある雰囲気店舗づくりと接客サービスによりお客様満足度の向上を目指してまいります。

③出店力の強化

新規出店は、成長戦略の柱として、積極出店を打ち出しております。

市場環境は出店競争が年々激化しておりますが、店舗のブランドイメージ向上を図りつつ、東京・名古屋・大阪の事務所を拠点に情報収集をより一層強化し、組織的営業を行うことで、引続き収益性を重視した出店をしてまいります。

既存店は、リニューアルなどの挺入れ策に加え、スクラップ、代替出店なども含め、個店ごとに適切な対応を実施してまいります。

また、フランチャイズ事業は、当社グループの成長戦略の両輪のひとつとして捉えており、海外でもFC事業の模索を継続してまいります。

④情報システムの再構築

基幹システムの再構築を行い、常に変化し続けるお客様のニーズに対してビジネススピードの向上を目指し、前期よりリアルPOSの導入を順次実施しております。この情報を用い、店舗の理論在庫数をリアルタイムで更新し、店舗発注業務の精度向上と効率化に結び付けてまいります。

また、取引先各社と当社の情報システムのシームレスな連携を図るため、それを支える基幹システムの刷新を実施してまいります。

⑤人材登用

企業理念、当社グループのビジョンの実現を推進するために、優秀な人材を積極的に登用いたします。お客様満足度の向上を目指し、『信頼NO.1』を獲得するための人材を育成するために、店舗運営手法等の教育プログラムの充実に取り組んでまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第20期 (平成25年11月期)	第21期 (平成26年11月期)	第22期 (平成27年11月期)	第23期(当期) (平成28年11月期)
売上高(千円)	62,737,794	63,484,802	65,241,526	68,041,751
経常利益(千円)	1,699,427	1,899,912	1,478,487	2,447,006
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	612,636	723,260	560,874	1,067,296
1株当たり当期純利益(円)	38.32	44.61	34.56	66.72
総資産(千円)	24,927,812	27,873,410	24,344,174	24,427,682
純資産(千円)	10,005,743	10,406,647	10,780,448	10,983,530
1株当たり純資産額(円)	622.12	641.27	664.30	690.23

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 平成25年6月1日付で1株を100株とする株式分割を実施しております。

3. 当該株式分割については、第20期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第20期 (平成25年11月期)	第21期 (平成26年11月期)	第22期 (平成27年11月期)	第23期(当期) (平成28年11月期)
売上高(千円)	62,735,954	63,484,802	65,237,037	68,030,828
経常利益(千円)	1,635,032	1,846,366	1,485,373	2,273,039
当期純利益(千円)	550,768	673,185	546,795	940,961
1株当たり当期純利益(円)	34.45	41.53	33.69	58.82
総資産(千円)	24,955,534	27,895,260	24,351,359	24,141,984
純資産(千円)	10,548,004	10,928,861	11,219,111	11,432,976
1株当たり純資産額(円)	656.00	673.45	691.33	718.47

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 平成25年6月1日付で1株を100株とする株式分割を実施しております。

3. 当該株式分割については、第20期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
感動(上海)商業有限公司	1,500千米ドル	100%	日用雑貨の小売業及び卸売業
株式会社アクシス	10百万円	100%	日用雑貨の卸売業

(5) 主要な事業内容（平成28年11月30日現在）

当社グループは、株式会社キャンドウと国内子会社1社、海外子会社1社及び関連会社1社で構成され、日用雑貨及び加工食品を直営店舗にて販売する小売業並びにフランチャイジーなどへの卸売業を営んでおります。

(6) 主要な事業所及び店舗 (平成28年11月30日現在)

① 当社

本社 東京都新宿区
 店舗 全店967店舗 (うち海外F C12店舗)

地域	都道府県	店舗数	地域	都道府県	店舗数		
北海道	北海道	67	近畿	滋賀県	8		
	東北	青森県		4	京都府	17	
		岩手県		9	大阪府	71	
		宮城県		16	兵庫県	47	
		秋田県		3	奈良県	7	
		山形県		6	和歌山県	14	
		福島県		10	計	164	
		計		48	中国	鳥取県	6
	関東	茨城県		8		島根県	1
		栃木県		6		岡山県	4
群馬県		9	広島県	9			
埼玉県		59	山口県	6			
千葉県		45	計	26			
東京都		164	四国	徳島県	0		
神奈川県	90	香川県		0			
計	381	愛媛県		1			
中部	新潟県	9		高知県	2		
	富山県	9		計	3		
	石川県	4		九州・沖縄	福岡県	50	
	福井県	1	佐賀県		3		
	山梨県	1	長崎県		13		
	長野県	12	熊本県		13		
	岐阜県	15	大分県		6		
	静岡県	12	宮崎県		9		
	愛知県	37	鹿児島県		41		
	三重県	12	沖縄県		19		
計	112	計	154				

	国名	店舗数
海外	モンゴル	6
	タイ	6
	計	12

(注) 店舗数には国内F C店舗298店舗、海外F C12店舗 OHO!H0! 3店舗を含めております。

② 子会社

感動(上海)商業有限公司(連結子会社) : 本社 中国
 株式会社アクシス(連結子会社) : 本社 大阪府

(7) 使用人の状況 (平成28年11月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)
661	△66

(注) 上記使用人数のほか、嘱託・準社員(パートタイマー)及びアルバイトの最近1年間における平均人数は3,406名(1日8時間勤務換算)であります。

②当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
649	△65	36.3歳	10.5年

(注) 上記使用人数のほか、嘱託・準社員(パートタイマー)及びアルバイトの最近1年間における平均人数は3,406名(1日8時間勤務換算)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年11月30日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（平成28年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,770,200株
(自己株式857,300株を含む)
- ③ 株主数 42,431名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
城戸 一弥	3,108,000株	19.53%
有限会社 ケイコーポレーション	2,205,600株	13.86%
城戸 恵子	2,076,000株	13.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口	313,200株	1.97%
キャンドゥ取引先持株会	203,700株	1.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	144,000株	0.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	126,600株	0.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	111,900株	0.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	109,000株	0.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口3)	107,500株	0.68%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 上記の持株比率は自己株式（857,300株）を控除して算出しております。
3. 上記の表には当社所有の自己株式（857,300株）は含めておりません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成28年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	城戸 一 弥	社長
取 締 役	古 山 利 之	常務取締役
取 締 役	武 藤 重 樹	直営部 部長兼 商品部 担当
取締役・監査等委員	上拾石 哲 郎	上拾石法律事務所 KOA株式会社 社外監査役
取締役・監査等委員	徳 永 憲 彦	
取締役・監査等委員	田 村 稔 郎	田村公認会計士事務所所長 シンプロメンテ株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役・監査等委員の上拾石哲郎、徳永憲彦及び田村稔郎の3氏は社外取締役かつ独立役員であります。

また、当社は、上記3氏との間で会社法第423項第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

2. 取締役・監査等委員の上拾石哲郎氏は、弁護士資格を有しており法律の専門家として法令、コンプライアンスに関して知見を有しております。

取締役・監査等委員の徳永憲彦氏は、金融機関において経営の経験があり、財務運用及び経営戦略に関する相当程度の知見を有しております。

取締役・監査等委員の田村稔郎氏は、公認会計士資格を有しており、会計の専門家として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は監査等委員会の職務の補助にあたっては、選任された担当者が対応する体制をとっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	4名 (0名)	110,250千円 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	9,450千円 (9,450千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	4,800千円 (1,500千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	124,500千円 (10,950千円)

- (注) 1. 平成28年2月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、移行前の監査役に在任していた期間分は監査役に、移行後の取締役(監査等委員)に在任していた期間分は取締役(監査等委員)として記載しております。また、合計に記載された人数は延べ人数であり、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査役を含め、実際の人数は9(3)名であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、平成28年2月25日開催の定時株主総会において、役員賞与を含む取締役の報酬等の額を年額150,000千円以内(うち社外取締役10,000千円以内)、別枠でストック・オプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。
- 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員である取締役の報酬額は、平成28年2月25日開催の定時株主総会において報酬等の額を年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

当社と監査等委員である取締役上拾石哲郎氏の兼職先である上拾石法律事務所、社外監査役を務めているKOA株式会社との間に重要な取引関係はありません。

また、当社と監査等委員である取締役田村稔郎氏の兼職先である田村公認会計士事務所、シンプロメンテ株式会社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

監査等委員である取締役上拾石哲郎氏は、当事業年度に開催した取締役会13回中13回、旧監査役会3回中3回、監査等委員会8回中8回に出席し、法務の専門家としての立場から主にコンプライアンスに関する発言を行っております。

監査等委員である取締役徳永憲彦氏は、当事業年度に開催した取締役会13回中12回、旧監査役会3回中3回、監査等委員会8回中7回に出席し、金融業界における経営の経験から、主に財務運用及び経営戦略に関する発言を行っております。

監査等委員である取締役田村稔郎氏は、就任後当事業年度に開催した取締役会9回中8回、監査等委員会8回中7回に出席し、会計の専門家として、主に財務及び会計に関する発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、同会で作成済の「会計監査人の評価基準項目」に従い、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

〈内部統制システムの整備に関する基本方針〉

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための規準である「キャンドゥ行動規範」の更なる周知徹底を図ります。「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図ります。また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上、疑義ある行為の把握と防止に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等（電磁的媒体を含む）を保存し、必要に応じて監査等委員である取締役が検索・閲覧可能な状態で管理します。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の基本方針は取締役会にて決定するものとし、リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生 of 事前防止に努めます。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行います。不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「中期経営計画」及び「年度予算」を策定します。これを達成するために各部署毎に目標を設定し、原則、毎月開催する取締役会で担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告します。取締役会の下部に「経営会議」を設け、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲での機動的な業務意思決定を行います。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されます。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は「キャンドゥ行動規範」を遵守し、また、グループで「ビジョン」を共有し、グループ全体としてのコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めます。

グループ各社を担当する取締役は当該会社の管理体制を整備し、業務執行状況を取締役に定期的に報告します。

当社は、当社グループにおけるリスクを抽出し、内部統制委員会において当該リスクがもたらす損失発生を防止するための対策を定めることとし、リスク発生時の最小化のための事後処理、再発防止策の効果的かつ効率的な実行により、事業継続と安定的発展を確保することとします。

当社と子会社間の取引については、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施します。子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使します。

当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため定期的に連絡会を設け、更に監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と連携してグループ企業の監査を実施します。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保について

必要に応じて、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役会の協議事項とします。監査補助者は監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けけないものとし、また、

⑦監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査補助者は、専ら監査等委員である取締役の指示に従ってその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員会又は監査等委員である取締役と定期的に会合を持つなど、相互に連携をし、監査の実効性確保を図ります。また、監査補助者が、監査業務に関する指揮命令を受けたときは、独立性を確保するため、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けけないものとし、また、

また、監査等委員に対する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図ります。

⑧当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例取締役会において代表取締役及び各業務執行取締役は担当する業務の執行状況を報告します。この他、監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議への出席、監査等委員以外の取締役及び使用人からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができるものとし、また、代表取締役及び各業務執行取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告します。また、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査等委員会に報告します。監査等委員会は、代表取締役及び各業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的に開催します。

子会社の取締役、監査役及び従業員または、これらの者から報告を受けた者は法令定款違反やその恐れ、または会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員に報告をするものとし、また、

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用等の前払い又は償還手続きについては、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、監査等委員の請求等に従い、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を断絶するため「キャンドウ行動規範」を定めております。本行動規範に基づき、反社会的勢力については、毅然として対応し、一切関係を持ちません。

また、その実効性を担保するために「株式会社キャンドウ コンプライアンスマニュアル」を定め、定期的に全社で開催しております勉強会等の活動を通じて、その周知徹底を図っております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における主な取り組みは、以下のとおりであります。

(1)コンプライアンスに対する取り組み

当社に加え当社子会社においても、全従業員を対象に毎月テーマを決め、コンプライアンス勉強会を実施いたしました。

(2)リスク管理に対する取り組み

当社及び当社子会社において重要な損失の危険に関する事項は、所管部門の管理者より、経営会議及び取締役会に定期的に報告が行われております。

(3)職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会においては、議案の審議や各部門より業務執行に係る報告を受け、業務執行の監督を行いました。

(4)監査等委員会の職務の執行について

監査等委員は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会開催後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。

(5)内部監査の実施状況について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施いたしました。

①当社及び当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査

②財務報告に係る内部統制監査

③内部通報制度の運用状況

連結貸借対照表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	24,427,682	(負債の部)	13,444,152
流動資産	12,328,892	流動負債	10,262,431
現金及び預金	3,853,097	買掛金	3,968,577
売掛金	587,542	電子記録債務	3,515,417
商品	5,477,541	未払金	699,253
未収入金	1,648,381	フランチャイズ未払金	51,109
フランチャイズ未収金	7,957	未払法人税等	748,415
前払費用	323,778	未払消費税等	332,306
繰延税金資産	238,999	未払費用	683,438
その他	207,976	預り金	55,781
貸倒引当金	△16,382	資産除去債務	23,958
固定資産	12,098,789	その他	184,173
有形固定資産	5,571,948	固定負債	3,181,721
建物	4,192,156	預り保証金	353,730
車両運搬具	7,974	退職給付に係る負債	1,341,925
工具、器具及び備品	1,371,818	負ののれん	399,904
無形固定資産	372,726	資産除去債務	991,233
商標権	41,047	その他	94,928
ソフトウェア	123,614	(純資産の部)	10,983,530
電話加入権	22,463	株主資本	11,149,139
ソフトウェア仮勘定	185,600	資本金	3,028,304
投資その他の資産	6,154,115	資本剰余金	3,065,674
投資有価証券	193,102	利益剰余金	6,283,292
出資金	2,776	自己株式	△1,228,131
破産更生債権等	9,894	その他の包括利益累計額	△165,608
長期前払費用	161,381	その他有価証券評価差額金	11,517
繰延税金資産	908,982	繰延ヘッジ損益	△111,483
敷金及び保証金	4,904,219	為替換算調整勘定	△56,738
その他	25,686	退職給付に係る調整累計額	△8,903
貸倒引当金	△25,928		
投資損失引当金	△26,000		
資産合計	24,427,682	負債純資産合計	24,427,682

連結損益計算書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		68,041,751
売上原価		42,424,232
売上総利益		25,617,518
販売費及び一般管理費		23,276,043
営業利益		2,341,474
営業外収益		
受取利息	6,480	
事務手数料収入等	96,361	
雑収入	18,280	
負ののれん償却額	38,086	
その他	9,481	168,688
営業外費用		
支払利息	94	
為替差損	39,532	
持分法による投資損失	13,269	
雑損失	8,921	
その他	1,339	63,157
経常利益		2,447,006
特別利益		
営業補償金収入	24,790	24,790
特別損失		
固定資産除却損	79,084	
長期前払費用償却	3,671	
減損損失	402,449	485,205
税金等調整前当期純利益		1,986,591
法人税、住民税及び事業税	997,965	
法人税等調整額	△78,670	919,295
当期純利益		1,067,296
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,067,296

連結株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年12月1日 残高	3,028,304	3,065,674	5,457,054	△728,218	10,822,814
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△241,058		△241,058
親会社株主に 帰属する 当期純利益			1,067,296		1,067,296
自己株式の取得				△499,913	△499,913
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	826,237	△499,913	326,324
平成28年11月30日 残高	3,028,304	3,065,674	6,283,292	△1,228,131	11,149,139

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算調整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
平成27年12月1日 残高	△2,357	—	△65,002	24,993	△42,366	10,780,448
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△241,058
親会社株主に 帰属する 当期純利益						1,067,296
自己株式の取得						△499,913
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	13,874	△111,483	8,263	△33,897	△123,242	△123,242
連結会計年度中の変動額合計	13,874	△111,483	8,263	△33,897	△123,242	203,082
平成28年11月30日 残高	11,517	△111,483	△56,738	△8,903	△165,608	10,983,530

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

感動（上海）商業有限公司

株式会社アクシス

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

会社の名称

CANDO KOREA INC.

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、CANDO KOREA INC. の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、感動（上海）商業有限公司の決算日は12月31日、株式会社アクシスの決算日は8月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、連結子会社の決算日と連結決算日との差が3か月を超える場合においては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3か月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

本部在庫品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

店舗在庫品

売価還元法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法による減価償却を実施しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法にて実施しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 3年～24年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

② 無形固定資産

商標権

定額法(10年)によっております。

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

市場価格のない有価証券に対し、将来発生する可能性のある損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については翌連結会計年度において一括して費用処理することとしております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約は、輸入仕入等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外貨建予定取引の決済に必要な範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。なお、ヘッジ手段の取引内容とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) 負ののれんの償却方法及び償却期間に関する事項

負ののれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資損失」(前連結会計年度695千円)は営業外費用の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15条)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年12月1日に開始する事業年度及び平成29年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は56,772千円減少し、法人税等調整額は56,289千円増加しております。

(決済方法等の変更による影響)

当社は、当連結会計年度に、仕入債務を用いた一括支払信託方式の取引を終了いたしました。この結果、連結貸借対照表上、「流動資産」の「信託受益権」が1,644,603千円減少しております。

また、当連結会計年度より、仕入債務の一部について支払方法の変更を行いました。この結果、連結貸借対照表上、「流動負債」の「電子記録債務」が3,515,417千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	5,723,040千円
有形固定資産の減損損失累計額	1,323,026千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,770,200	—	—	16,770,200
合計	16,770,200	—	—	16,770,200
自己株式				
普通株式	542,000	315,300	—	857,300
合計	542,000	315,300	—	857,300

(注) 普通株式の自己株式の増加数315,300株は、平成28年2月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年2月25日 定時株主総会	普通株式	121,711	7.5	平成27年 11月30日	平成28年 2月26日
平成28年7月14日 取締役会	普通株式	119,346	7.5	平成28年 5月31日	平成28年 8月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

付議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年2月24日 定時株主総会	普通株式	159,129	利益 剰余金	10.0	平成28年 11月30日	平成29年 2月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について安全性、流動性を考慮した運用を行っております。資金調達については、必要に応じ運転資金及び設備投資資金をその用途とし、金融機関等で極度額3,900,000千円の当座貸越契約等を締結しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金ならびに未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金保証金は主として店舗の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金ならびに電子記録債務については、商品の仕入先に対する営業債務であり、一部の輸入取引に伴う外貨建てのものは為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金ならびに未収入金については、残高状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況を勘案し、保有状況を継続的に見直しております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに残高を管理しております。

買掛金ならびに電子記録債務については、商品の仕入先に対する営業債務であり、商品の輸入に伴う外貨建てのものは、一定の割合でデリバティブ取引（為替予約）を利用して為替リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程等に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円) ※1	時価 (千円) ※1	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,853,097	3,853,097	—
(2) 売掛金	587,542		
貸倒引当金 ※2	△4,289		
	583,253	583,253	—
(3) 未収入金	1,648,381		
貸倒引当金 ※2	△12,034		
	1,636,346	1,636,346	—
(4) フランチャイズ未収金	7,957		
貸倒引当金 ※2	△58		
	7,899	7,899	—
(5) 投資有価証券	33,400	33,400	—
(6) 敷金及び保証金	4,904,219		
貸倒引当金 ※2	△9,808		
	4,894,410	4,331,277	△563,133
(7) 買掛金	(3,968,577)	(3,968,577)	—
(8) 電子記録債務	(3,515,417)	(3,515,417)	—
(9) 未払金	(699,253)	(699,253)	—
(10) フランチャイズ未払金	(51,109)	(51,109)	—
(11) 未払法人税等	(748,415)	(748,415)	—

※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金 (4) フランチャイズ未収金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(6) 敷金及び保証金

各契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値を時価にしております。

(7) 買掛金 (8) 電子記録債務 (9) 未払金 (10) フランチャイズ未払金 (11) 未払法人税等

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	159,702

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 690円23銭
- 1株当たり当期純利益 66円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	24,141,984	(負債の部)	12,709,008
流動資産	11,906,874	流動負債	10,034,952
現金及び預金	3,677,876	買掛金	3,968,614
売掛金	495,048	電子記録債務	3,515,417
商品	5,246,317	未払金	656,757
未収入金	1,646,074	フランチャイズ未払金	51,109
フランチャイズ未収金	7,957	未払法人税等	690,217
前渡金	181,192	未払消費税等	302,006
前払費用	322,086	未払費用	683,438
繰延税金資産	183,552	預り金	42,039
その他	163,433	資産除去債務	23,958
貸倒引当金	△16,666	その他	101,392
固定資産	12,235,109	固定負債	2,674,055
有形固定資産	5,568,530	預り保証金	353,730
建物	4,191,841	退職給付引当金	1,329,092
車両運搬具	5,553	資産除去債務	991,233
工具、器具及び備品	1,371,136	(純資産の部)	11,432,976
無形固定資産	372,726	株主資本	11,421,459
商標権	41,047	資本金	3,028,304
ソフトウェア	123,614	資本剰余金	3,065,674
電話加入権	22,463	資本準備金	3,065,674
ソフトウェア仮勘定	185,600	利益剰余金	6,555,612
投資その他の資産	6,293,853	利益準備金	6,875
投資有価証券	173,400	その他利益剰余金	6,548,736
関係会社株式	50,000	繰越利益剰余金	6,548,736
出資金	2,776	自己株式	△1,228,131
関係会社長期貸付金	161,963	評価・換算差額等	11,517
破産更生債権等	9,894	その他有価証券評価差額金	11,517
長期前払費用	161,138		
繰延税金資産	909,899		
敷金及び保証金	4,900,209		
その他	97,074		
貸倒引当金	△132,538		
投資損失引当金	△39,964		
資産合計	24,141,984	負債純資産合計	24,141,984

損 益 計 算 書

(平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		68,030,828
売 上 原 価		42,983,549
売 上 総 利 益		25,047,279
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,875,349
営 業 利 益		2,171,929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,142	
事 務 手 数 料 収 入 等	96,361	
雑 収 入	17,708	
そ の 他	9,482	133,694
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	23,353	
雑 損 失	7,549	
そ の 他	1,682	32,584
経 常 利 益		2,273,039
特 別 利 益		
営 業 補 償 金 収 入	24,790	24,790
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	79,080	
長 期 前 払 費 用 償 却	3,671	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	13,964	
減 損 損 失	402,449	499,165
税 引 前 当 期 純 利 益		1,798,664
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	929,487	
法 人 税 等 調 整 額	△71,784	857,703
当 期 純 利 益		940,961

株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から)
(平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成27年12月1日 残高	3,028,304	3,065,674	3,065,674	6,875	5,848,833	5,855,709	△728,218	11,221,469	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△241,058	△241,058		△241,058	
当期純利益					940,961	940,961		940,961	
自己株式の取得							△499,913	△499,913	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	699,903	699,903	△499,913	199,989	
平成28年11月30日 残高	3,028,304	3,065,674	3,065,674	6,875	6,548,736	6,555,612	△1,228,131	11,421,459	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年12月1日 残高	△2,357	△2,357	11,219,111
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△241,058
当期純利益			940,961
自己株式の取得			△499,913
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	13,874	13,874	13,874
事業年度中の変動額合計	13,874	13,874	213,864
平成28年11月30日 残高	11,517	11,517	11,432,976

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

本部在庫品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

店舗在庫品

売価還元法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法による減価償却を実施しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法にて実施しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 3年～24年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産

商標権

定額法(10年)によっております。

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、翌事業年度において一括して費用処理することとしております。また、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(3) 投資損失引当金 市場価格のない有価証券に対し、将来発生する可能性のある損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替予約は、輸入仕入等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外貨建予定取引の決済に必要な範囲内で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。なお、ヘッジ手段の取引内容とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

当社は、当事業年度に、仕入債務を用いた一括支払信託方式の取引を終了いたしました。この結果、貸借対照表上、「流動資産」の「信託受益権」が1,644,603千円減少しております。

また、当事業年度より、仕入債務の一部について支払方法の変更を行いました。この結果、貸借対照表上、「流動負債」の「電子記録債務」が3,515,417千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,638,269千円 |
| 有形固定資産の減損損失累計額 | 1,320,988千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 36,367千円 |
| 長期金銭債権 | 71,388千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	28,305千円
仕入高	2,637,089千円
営業取引以外の取引による取引高	3,810千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	542,000	315,300	—	857,300

(注) 普通株式の自己株式の増加数315,300株は、平成28年2月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税損金不算入額		57,560千円
未払事業所税損金不算入額		24,523
未払賞与損金不算入額		72,432
未払社会保険料損金不算入額		10,189
商品評価損		4,949
退職給付引当金繰入限度超過額		407,171
貸倒引当金繰入超過額		45,980
減損損失		240,413
関係会社出資金評価損		54,996
投資損失引当金		12,270
資産除去債務		310,909
その他		9,135
	小計	1,250,532千円
評価性引当額		△7,961千円
	繰延税金資産 合計	1,242,571千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△143,896千円
その他		△5,221
	繰延税金負債 合計	△149,118千円
繰延税金資産（負債）の純額		1,093,452千円
繰延税金資産（流動）の純額		183,552千円
繰延税金資産（固定）の純額		909,899千円
	繰延税金資産合計	1,093,452千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割	11.3%
法人税特別控除額	△1.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15条）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年12月1日に開始する事業年度及び平成29年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は55,167千円減少し、法人税等調整額は54,895千円増加しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額	718円47銭
2. 1株当たり当期純利益	58円82銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月23日

株式会社キャンドウ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 憲次 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャンドウの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月23日

株式会社キャンドウ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 篠原 孝広 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 憲次 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンドウの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月24日

株式会社キャンドウ 監査等委員会

監査等委員 上拾石哲郎 ㊟

監査等委員 徳永 憲彦 ㊟

監査等委員 田村 稔郎 ㊟

(注) 監査等委員上拾石哲郎、徳永憲彦及び田村稔郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき10円とさせていただきますと存じます。

(内訳 普通配当7円50銭 株式公開15周年記念配当2円50銭)

なお、この場合の配当総額は、159,129,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年2月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ)3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	 き ど か ず や 城 戸 一 弥 (昭和60年7月9日生)	平成19年4月 当社入社 平成19年9月 当社 商品部 次長 平成21年11月 当社 経営企画室 室長 平成22年2月 当社 取締役 経営企画室 室長 平成23年2月 当社 代表取締役 平成23年2月 当社 代表取締役 社長(現任)	3,108,000株
<p>【取締役候補とした理由】</p> <p>候補者は取締役会にて決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。</p> <p>また、候補者は、当社の企業価値向上、収益体質への変化に努めてまいりました。創業時の企業理念を進化させ、新たな企業理念、ビジョンを定めることで、会社の進むべき道を明確に示すとともに、新ブランドの立ち上げ、商品、店舗、仕組の構造改革をすすめるなど企業成長のための様々な施策を実行し、経営を牽引しております。引き続き経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	 しん ぐう たか ひと 新 宮 孝 仁 (昭和49年4月19日生)	平成13年7月 当社入社 平成23年3月 当社 店舗開発部 開発課 課長 平成25年12月 当社 店舗開発部 部長 平成27年12月 当社 執行役員 店舗開発部 部長(現任) 平成28年11月 株式会社アクシス取締役(現任)	一株
<p>【取締役候補とした理由】</p> <p>入社以来、直営、フランチャイズの店舗開発に携わり、店舗開発部部長として、新ブランド仕様における積極出店政策を推進、執行役員として全国における出退店を統括監督するなど、当社における豊富な業務執行の経験と見識を有しており、当社の成長基盤の構築に中心的な役割を果たしております。また、子会社である株式会社アクシスの取締役も務め経営にも携わっており取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	 もちづき その え 望 月 園 枝 (昭和41年3月7日生)	昭和63年3月 株式会社東京スタイル入社 平成19年3月 同社スタイルコム事業部 部長 平成21年3月 同社執行役員 コーディネーター デザイン室担当 平成22年3月 同社執行役員総合商品企画室 室長 兼 デザイン室担当 平成22年9月 同社執行役員 総合商品企画室 室長 兼 デザイン室担当 兼 マーケティング部担当 平成23年9月 同社執行役員 総合商品企画室 室長 兼 マーケティング部担当 平成25年9月 当社入社 平成25年10月 当社 商品戦略室 室長 平成26年6月 当社 商品部 次長 平成27年12月 当社 執行役員 商品部 部長 (現任)	2,000株
<p>【取締役候補とした理由】</p> <p>入社以来、前職における商品企画開発手法やマーケティング経験を活かし、当社商品部部長として、商品に係るマーチャンダイジングの確立に貢献しております。他社と差別化出来、且つ収益力のある商品群を開発し、SNSを積極活用した情報発信へとつなげるなど、当社の収益体質の転換への牽引役を担っております。</p> <p>また、当社の執行役員として経営会議において部門横断的に積極的に発言するなど、全社における業務執行についても適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. なお、候補者選任にかかる監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。
- 「当委員会は、取締役候補者について、各候補者の資質および取締役会全体の実効性等の観点から、検討を行いました。その結果、豊富な経験を有し当社の企業理念・経営手法に造詣が深い者が候補者となっており、監査等委員である取締役も合わせて取締役会全体を見たとき、業務執行の決定を通じた企業価値の向上など取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断しました。」
3. 候補者の所有する当社の株式数は、平成28年11月30日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役会のコーポレート・ガバナンスの向上及び監督機能の強化のため1名増員するものです。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会はその選任議案の提出に同意しております。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
 <p data-bbox="244 1081 539 1176">ふる やま とし ゆき 古 山 利 之 (昭和33年2月24日生)</p>	<p>平成17年1月 株式会社三井住友銀行 板橋法人営業部 部長</p> <p>平成19年4月 同行 西新宿法人営業部 部長</p> <p>平成21年4月 当社入社 当社 管理部 次長</p> <p>平成23年1月 当社 執行役員 管理本部 経理財務部 部長</p> <p>平成23年12月 当社 執行役員 管理本部 本部長</p> <p>平成24年2月 当社 取締役 管理本部 本部長</p> <p>平成26年2月 当社 常務取締役 (現任)</p>	<p>12,100株</p>

【監査等委員である取締役候補とした理由】

入社以来、前職の金融機関の法人部門での豊富な経験を活かし、管理部部長をへて取締役として管理部門体制の確立に貢献するとともに、常務取締役就任後は、店舗開発部門、FC部門においても出店を加速させ、新たな成長基盤の拡大を実現させました。当社の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、常勤の監査等委員である取締役として適任と考えております。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の所有する当社の株式数は、平成28年11月末日現在の株式数を記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与を含む報酬等の額は、平成28年2月25日開催の第22回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、別枠でストック・オプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただき今日に至っております。

この度、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、業績のみならずそれに伴う市場での評価を株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを高めることを目的とした報酬制度を構築するため、平成23年2月25日開催の第17回定時株主総会において承認をいただいた従来のストック・オプション制度を廃止し、行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションを導入させて頂きたく存じます。

また、この株式報酬型ストック・オプション制度の導入に伴い、ストック・オプションとしての新株予約権に係る取締役の報酬等の額を、年額50,000千円以内に改定いたします。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該払込金額の払込に代えて当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は3名であります。第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は3名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は750個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日を2年経過した日の翌日から2年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
 ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュールーム」
 電話番号 03-3348-1234



- 地下鉄大江戸線「都庁前駅」C4出口(A7出口より連絡通路経由)
- JR線他各線「新宿駅」西口より徒歩約9分…都庁方面地下道(動く歩道有)を直進、地上に出てから右手に新宿住友ビルを見て進み、右手会場前の階段を上り正面玄関(2階)から地下1階にお越しください。
 ※小田急ハルク前35番バス停より無料シャトルバスを午前8時10分から20分間隔で運行しております(席に限りがございます。満員の場合は時間に拘らず発車させていただきます、乗れない場合もございますので何卒ご了承くださいませ)
- 地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」都庁方面地下通路経由 徒歩約6分 C4出口連絡通路直結



再生紙を使用しています。